

柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けた関連情報のご案内

▶テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

このガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組み等を明らかにしたものです。



主な内容

- ・テレワークの導入に際しての留意点
 - ・労務管理上の留意点
 - ・テレワークのルールの策定と周知
 - ・さまざまな労働時間制度の活用
 - ・テレワークにおける労働時間管理の工夫
 - ・テレワークにおける安全衛生の確保
 - ・テレワークにおける労働災害の補償
 - ・テレワークの際のハラスメントへの対応
 - ・テレワークの際のセキュリティへの対応
- 詳しくは HP をご覧ください

テレワークガイドライン 厚労省



▶人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援する助成金です。

※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している又は試験的に導入していた事業主の方が対象です。

助成対象となる取組

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等(※)の導入・運用
※以下のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります
・リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
・仮想デスクトップサービス
・クラウド PBX サービス
・web 会議等に用いるコミュニケーションサービス
・ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス
- ④労務管理担当者に対する研修
- ⑤労働者に対する研修

支給額

- ①機器等導入助成
支給対象経費の **30%**
※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円
・20万円×対象労働者数
- ②目標達成助成
支給対象経費の **20%**
<生産要件を満たす場合 35%>
※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円
・20万円×対象労働者数

詳しくは HP をご覧ください

人材確保等支援助成金 厚労省



助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省 HP を確認いただくか、千葉労働局雇用環境・均等室（043-306-1860）へお問い合わせください。

▶副業・兼業の促進に関するガイドライン

平成 30 年 1 月、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成しました。さらに、企業も働く方も安心して副業・兼業を行うことができるようルールを明確化するため、令和 2 年 9 月にガイドラインを改定しました。さらに、副業・兼業を希望する労働者が、適切な職業選択を通じ、多様なキャリア形成を図っていくことを促進するため、令和 4 年 7 月にガイドラインを改定しました。

ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省 HP をご覧ください

副業・兼業の促進に関するガイドライン

副業・兼業 厚労省



➤フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

フリーランスについては、成長戦略実行計画（令和2年7月17日）において、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインを策定することとされました。

これを受け、令和3年3月26日に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定しました。

フリーランスのお悩みに答えます！

契約書を
交付してもらえない

支払が遅延しているが
発注事業者に
指摘/主張しづらい

約束していた報酬額より
支払額が少ない

やり直しを求められるが
断りづらい

役務の成果物を
受領してもらえない

従業員みたいに
細かい指示を受けてるけど
雇用じゃないの？

**フリーランスとして安心して働ける環境を
整備するためのガイドライン**

主な内容

- ・**基本的考え方**
フリーランスの定義
独占禁止法、下請法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係
- ・**フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項**
フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方
発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方
独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型
- ・**仲介事業者が遵守すべき事項**
仲介事業者とフリーランスとの取引について規約の変更による取引条件の一方的な変更
- ・**現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準**
フリーランスに労働関係法令が適用される場合労働基準法における「労働者性」の判断基準
労働組合法における「労働者性」の判断要素

詳しくは HP をご覧ください

フリーランスガイドライン 厚労省	Q 検索
------------------	------



➤フリーランス・トラブル 110 番

フリーランス・個人事業主の方が、契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル 110 番」が設置されています。

フリーランス、個人事業主などで
**契約・お仕事上のトラブルに
お悩みの方へ**

相談から解決まで、**弁護士がワンストップ**でサポートします！

相談無料 | 秘密厳守 | 匿名相談可 | 対面・Web相談可 | 和解あっせん手続費用無料

フリーランス・トラブル110番

運営事業者：第二東京弁護士会
運営にあたっては、フリーランスに関する関係府庁
(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁) と連携しています。

0120-532-110

(受付時間 11:30~19:30 土日祝日を除く)

詳しくは HP をご覧ください

フリーランストラブル110番	Q 検索
----------------	------



➤働き方・休み方改善ポータルサイト

働き方・休み方改善ポータルサイトでは、企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、選択的週休3日制度などの企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料などを確認することができます。

働き方・休み方改善
ポータルサイトを
活用して
働き方・休み方改善
に取り組んでみませんか？

働き方・休み方改善ポータルサイト	Q 検索
------------------	------



【お問い合わせ先】 千葉労働局 雇用環境・均等室 企画部門
電話：043-306-1860 FAX：043-224-7675